

特定教育・保育施設に通っている保護者向け

日用品・文房具等の購入、行事参加に係る費用が給付される



## 補足給付事業の手続きについて

保育所（園）や幼稚園などでかかった日用品・文房具の購入費用や行事に参加するに当たってかかった費用を給付する「実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付事業」を岩沼市では実施しております。

### 対象経費

◎日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

（例：連絡帳、名札、赤白帽子などの代金）

※食材料費、保護者会費などは除きます。

◎行事への参加に要する費用

（例：遠足のバス代、遠足の施設入場料など）

### 給付限度額

◎月額2,500円

### 対象者

保育所（園）、認定こども園、子ども・子育て支援新制度幼稚園、小規模保育事業を利用して、以下の条件に当てはまる方

◎生活保護を受けている方

◎中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方

### ◎申請方法

1. 通っている保育所（園）、幼稚園での日用品や文房具の費用や行事等への参加費の実費徴収時には、これまでと同様に通っている施設へ費用を支払い、施設から「実費徴収に係る領収書（補足給付事業関係費用）」を受け取ってください。
2. 下の表のとおり、対象となる月の実費徴収費用について、提出期間内に「岩沼市実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付請求書」に「実費徴収に係る領収書（補足給付事業関係費用）」を添付して、市役所子ども福祉課に提出してください。

「岩沼市実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付請求書」の様式は、通っている施設に用意してあります。

請求期間	請求書の提出期間
1～3月	4月1日～4月20日
4～8月	9月1日～9月20日
9～12月	翌年4月1日～4月20日

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係  
電話 0223-23-0826